管 理 費 一 部 負 担 金 予 納 願

　　貴協議会の地区内にある農地を　　　　　　ため、左岸水路運営協議会

規約第11条の規程により、管理費一部負担金を、一時決済いたしたく、

下記のとおり現金をもって予納します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

左岸水路運営協議会

会長　　荻原　信一　様

　　　　　　組　合　員　住　所

　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　関　係　者　住　所

　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

記

金　　　　　　　　　　円也

但し、農地転用面積　　　　　　　　　　㎡に対する負担金相当額

（1㎡当たり20円）